



様式第4号（第6条関係）

平成30年4月2日

富士見市議會議長 尾崎 孝好 様

会派名 草の根
代 表 今成 優太

行政視察・研修（政務活動）報告書

下記のとおり、行政視察・研修（政務活動）を実施しましたので、報告いたします。

記

1 期 間 平成30年3月22日

2 参加者名 加賀 奈々恵

3 場所（行政視察地・研修場所）

東京都千代田区霞が関1丁目1番3号
弁護士会館2階講堂「クレオ」A

4 調査・研修概要

第4回 法化社会における条例づくり
条例と関連した自治体の仕組みづくりと弁護士の活用
～空き家対策等を題材として～

・講演「行政通則法における地方公共団体の位置付け、自治体の創意工夫を促進する弁護士の役割」

講師 宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授

・講演「空き家対策と私法上の問題」

講師 伊藤 栄寿 上智大学法学部教授

・報告「空き家問題についての弁護士会の取組」

報告者 中井 洋恵 弁護士

（大阪弁護士会空き家対策等プロジェクトチーム座長）

・パネルディスカッション

「条例と関連した自治体の仕組みづくりと弁護士の活用」

パネリスト

伊藤 栄寿 上智大学法学部教授

佐藤 絵里 世田谷区防災街づくり担当部建築安全課課長

伊藤 義文 弁護士

コーディネーター

千野 博之 弁護士

・講演「行政通則法における地方公共団体の位置付け　自治体の創意工夫を促進する弁護士の役割」

行政通則法における地方公共団体の位置付けについて、宇賀克也教授から講演があった。行政通則法は、一律適用型と根拠法規区分型の2つに分けられる。

一律適用型は、通則法を国の機関のみならず、地方公共団体にも一律に適応できる型を指す。例えば、行政事件訴訟法が挙げられる。

根拠法規区分型の行政通則法は、地方公共団体のみに適応できる型であり、例えば、公文書の管理に関する法律や、行政機関が行う情報の公開に関する法律、行政機関が行う個人情報の保護に関する法律が挙げられる。

公文書管理条例、情報公開条例、個人情報保護条例等の条例は、自治体で創意工夫する余地が大きく、弁護士は、地方公共団体を支援して、先進的な条例の制定・改廃を支援していただきたい、との講演内容であった。

・講演「空き家対策と私法上の問題」

空き家対策特別措置法の概要と、空き家に対して取り得る私法上の手段と問題についての講演であった。

空き家対策特別措置法の概要では、その法の目的が解説された。空き家対策特別措置法の目的は大きく3つあり、空き家等に関する施策に関し、①国による基本指針の策定、②市町村による空き家対策計画の策定、③その他空き家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることを目的としている。

次に、現在、私法上で、今後の検討課題とされていることについて話があった。

今後の検討課題とされていることは、誰が、どのようなものについて、どのような内容の義務を負うべきか、その範囲について検討課題とされているとのことであった。

原則論として、空き家対策特別措置法では、第一義的な義務は空き家などの所有者等に課されているが、実際には難しく、実施主体は市町村となっている。

実務上、敷地所有者などに義務主体を拡大することが求められるが、何らの権利を有しない者に義務を課すことが難しく、誰が義務を負うべきかということについては、私法上、検討していく必要がある。

また、義務の対象についても課題があり、空き家対策特別措置法は「空き家等」のみを対象としているが、空き家等（建物、敷地）とは無関係の動産（建物内の家財道具、敷地内に放置された物等）は対象とはなっていない。これらを立法論としては対象にすべきであるし、これらを自治体がどう扱うか（保存するのか、破棄するのか）についても検討していく必要がある。

- ・報告「空き家問題についての弁護士会の取組」

大阪弁護士会の空き家等対策プロジェクトチーム座長の中井洋恵弁護士より報告があった。

平成27年大阪弁護士会内に「空き家対策における財産管理人制度活用等プロジェクトチーム」を設置し、空き家無料電話相談を設置し、81件の相談を受けた。また、消費者向けセミナーも開催し14自治体でセミナーを開催し、特に好評であるのが、自治体職員向けのセミナーの開催である。自治体は、ぜひ弁護士会を活用してほしいとの報告であった。

- ・パネルディスカッション

- 「条例と関連した自治体の仕組みづくりと弁護士の活用」

世田谷区の事例として、所有者不明土地の空き家に対し、弁護士に財産管理人を一定期間依頼して管理するという事例があることが報告された一方で、財産管理人制度の使い勝手の悪さも課題となっており、弁護士の活用には課題もあるということが話された。

5 感想及びまとめ

伊藤栄寿教授による「空き家対策と私法上の問題」では、空き家に残された動産の取り扱いを今後どうしていくか、ということは本市においても直面する課題であろうと思った。空き家対策条例では、自治体ごとに運用面で創意工夫できる余地が大きく、実例に対応していく中で検討していく必要があると考えた。

一方、弁護士の活用ということに関しては、まだまだ弁護士会も自治体も手探りの部分が多いと感じ、本市においてどう弁護士会を活用するかという事に関しては、今後の動向を見守っていきたい。

*行政視察に関する調査書、概要、参考資料等は、会派にて保管